



No.217 徳地町報

1973、11/5

発行者 徳地町長

編集者 徳地町企画室

印刷所 今澄印刷所

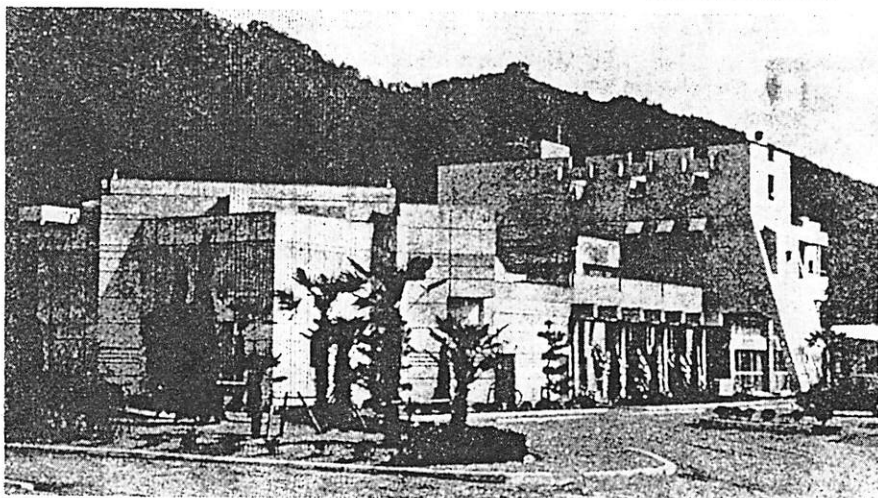


写真 上は完成した徳地町山村開発センター
下はセンター結婚式第1号に長嶺町長より記念品贈呈



待望の山村開発センター落成

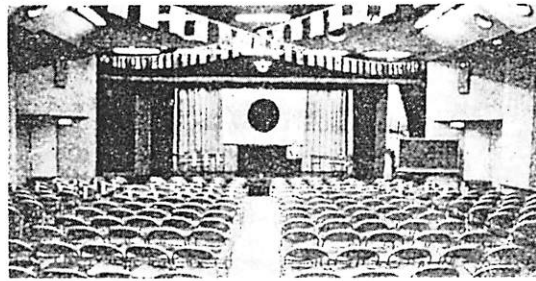
10月22日オープン

町民待望のセンターがこのほど完成し、去る十月二十日竣工式を行ない、二十二日より開業しました。
建築面積八七六㎡(延面積一五〇〇㎡)、総工費は一億三千五百七十万円でした。町では、農業技術研修、生活改善実習等はもちろんのこと、広く一般町民の利用を期待しています。

センターの 内部紹介

写真のほかに一階に健康相談室
談話室、二階に山村青年集會室、
農林資料室、農林指導室、農林技
術研修室、三階に中金談室(結婚
式披露室等に利用収容は五十人)
のほか宿泊室八室の間が三室あり
ます。

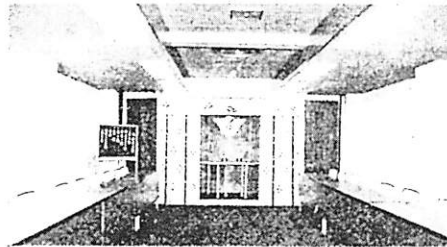
開館は八時三十分より二十二時
迄で、毎月第二、第四日曜を休館
日としています。



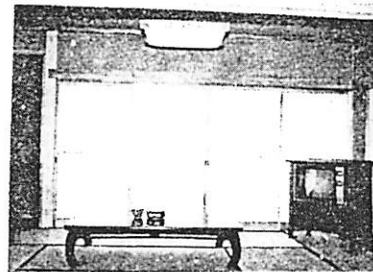
▲大集会室 246㎡ 収容人員 250人 (1階)



▲町民ホール 125㎡ (1階)



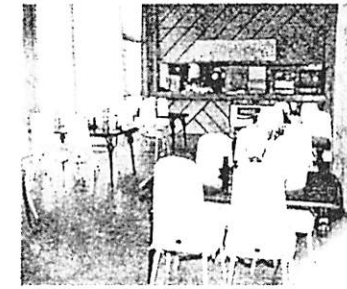
▲小会議室兼結婚式場 50㎡ (3階)



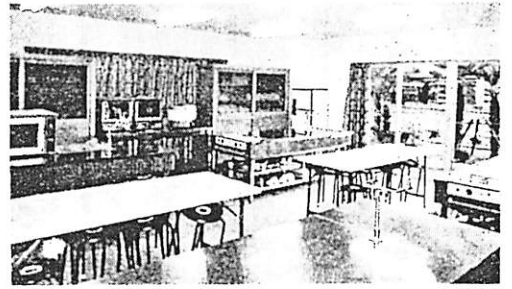
▲老人室 和室6畳2間 (1階)



▲農林図書室 59㎡ (2階)



▲軽食喫茶コーナー 40㎡ (1階)



▲生活改善実習室 59㎡ (1階)

「地域農業診断事業」による 徳地町農林業将来の展望

十一月下旬提言予定

今後の農村のあるべき姿、進むべき方向を明示しつつ農業改良をはかることは極めて重要であり、農業をめぐる諸情勢の変化のなかで、農村振興計画の策定、農業生産団地の育成、生産環境整備等、農業諸施策の展開を図っていくため、山口県では昭和四十七年度から「地域農業診断事業」を実施して地域農業の診断を行ない、これを基とした地域における農村計画に必要な諸資料を整備し、農村計画への提言をすることとなり、防府農業改良普及所、防府農林事務所および関係専門技術員が主体となつて、昭和四十七年度に徳地町を対象に実施した成果をとりまとめたものであります。

この基本構想の構成は、現状を分析する「診断編」と診断の中かから生まれてくる課題や、問題点をふまえて、今後本町における農林業の伸びて行く方向を提示する「計画編」と、これらに基づいた「資料編」(資料編の中に診断編と計画編とがある)として構成されています。

この基本構想の策定は防府農業改良普及所および同徳地支所、防府農林事務所および徳地農林事務所、防府土地改良事務所、中部支所、畜産衛生所と農業、林業専門技術員の指導助言のもとに図案され、昭和五十年の可処分所得二百万円を目ざして試算されています。しかしながら最近における年々の経済成長率の変動は著しく、必ずしも試算原点と昭和五十年の時点での誤差は必然的に生じるとも予測

- 二、農村生活の構想
- 一、地域計画の課題
 - (1)道路、交通条件の変化と機能
 - (2)生活圏中心城市の変化と機能
 - (3)農村工業導入の動きと機能

- (1)生活圏の策定
- (2)農家の生活環境の整備
- (3)生活圏に対応する地域生活環境の整備
- (4)生活組織と活動

- (1)農業の課題
- (2)林業の課題
- (3)産地として育成すべき作目
- (4)産地育成のあり方
- (5)主な振興作目

- (1)肉用牛生産 イ肥育牛生産
- (2)水稲
- (3)林業振興の構想
- (4)林業利用計画
- (5)林業生産地
- (6)森林造成地域
- (7)ウレシイ(ナノコ)生産地域
- (8)林業生産基盤整備計画
- (9)アジサイ産出計画
- (10)森林資源造成計画
- (11)拡大造林計画
- (12)イ森林資源造成目標
- (13)しいたけ生産計画
- (14)生産販売及びほたて木保有計画
- (15)広域振興策(徳地町農林事務所管内)
- (16)工種別経営と生産規模
- (17)農業生産組織
- (18)農業生産の協同化
- (19)イ推進(ナノコ)生産の協同化
- (20)以上が内容のあらましですが、細部には地域農業診断事業基本構想「徳地町農林業振興の基本構想」に明らかに記されています。(防府農改徳地支所長寄稿)

国民年金法大巾改正 支給額を一、五倍に

九月の国会で国民年金法が大巾に改正されました。みなさんに関係の多い主な改正点は次のとおりです。

- 一、福祉年金
 - (イ)年金支給額が第一図のとおり大巾に引き上げられ昭和四十八年十月分より実施されます。
 - (ロ)各期の年令給に特別給付金を支給

明治三十九年四月一日以前に生まれた人で、すての年金をもらっていない人(現在六十七歳〜六十九歳に年金四万八千円(月額四千円)が満七十七歳に達するまでのつなぎとして支給されます。)

明治三十九年四月二日(明治四十四年四月一日)の間に生まれた人で、五年々金に加入できなかった人が、昭和四十五年六月にさかのぼって、一月九百円の保険料を納付することが受けられます。納付終了後年金九万六千円(月額八千円)が受けられます。

第1表

| | 改正前 | 改正後 |
|--------|-------------------|-------------------|
| 老令福祉年金 | 39,600円(月額3,300円) | 60,000円(月額5,000円) |
| 障害 | 60,000円(月額5,000円) | 90,000円(月額7,500円) |
| 母子 | 51,600円(月額4,300円) | 78,000円(月額6,500円) |

第2表

| | 改正前 | 改正後 |
|-------------|------|--------|
| 定額 | 550円 | 900円 |
| 所得比例(農業者年金) | 900円 | 1,300円 |
| 5年 | 750円 | 900円 |

二、拠出年金
(イ)納付保険料の引き上げ
納付保険料が第二図のとおり引き上げられ(昭和四十九年一月分より実施)これに伴ない受給額も大巾に引き上げられます。



近年、農村地帯においての農地等の権利移動は、必ずしも経営規模の拡大や合理化、集団化などに結びついてはおらず、土地の利用等についても有効であるとは認め難いものが見受けられます。

このような現状から農地等の保有合理化、ならびに秩序ある流動化をはかって、農林支庁営の拡大と合理化を促進するため今年六月一日に、山口県農林開発公社が設立され事務所は県庁内に設けられました。

この場合貸付借の期間は十年以上一五年千円位で貸主の希望によって、十年分の小作料を一括前払いします。

六、公社が行なう農地等の売買、借入、貸付及び交換は農業委員会のあっせんによって行なわれ、農業委員会のあっせんは農業委員会の農地等適正化あっせん法に基づいて行ないます。

七、公社が行なう農地等の売買、借入、交換等はすべて農振法に

この場合貸付借の期間は十年以上一五年千円位で貸主の希望によって、十年分の小作料を一括前払いします。

五、公社が買入れた農地と交換したい希望の農家があれば、農業委員会のあっせんに基づいて、公社が交換することを相手と認めるときは交換します。

三、公社に農地を貸す場合
 (1) 農振法の小作地所有制限にかからないので農に買収されずまた、耕作放棄の必要もなく暫く耕作が容易になる。
 (2) 小作料の前払を受けた者は所得税(臨時所得)が平均課税されます。

四、公社から農地を借りた場合
 (1) 貸付借契約期間が十年以上の長期となり、安定した経営ができる。
 (2) 小作料は毎年標準小作料で公社に支払えばよい。
 (3) 農林開発公社では、借主側の積極的な利用を期待しています。

五、成券問い合わせ先
 日本赤十字社山口県支部事業課



去る十月十八日防府天満宮で、徳地町連合婦人会及び徳地町交通安全協会の役員さん達が、折鶴二千五百羽を奉納し交通安全折願を行いました。

この折鶴の中には、伊賀地の永田ノブさんが終生折り続けられた鶴も含まれています。

なお、この折鶴は交通安全「ゼロロ」への願いをこめて管内の運転者に配付されます。(写真は、防府天満宮での交通安全折願)

大正七年十月一日
 生まれの方へプレゼント
 中国郵政局では、十月一日の簡易保険誕生の日を記念して、今年十月一日で満五十五歳の方を御夫婦で、中国五県下にある簡易保険加入者のための保養センター、加

昭和三十九年度
 山口高等看護学院生募集
 1 募集人員 28名
 2 願書締切 昭和49年1月31日
 3 試験期日 昭和49年2月12日
 4 受験資格 高等学校卒業または卒業見込みの者で、23歳未満の独身女子



昭和三十九年度
 山口高等看護学院生募集
 1 募集人員 28名
 2 願書締切 昭和49年1月31日
 3 試験期日 昭和49年2月12日
 4 受験資格 高等学校卒業または卒業見込みの者で、23歳未満の独身女子

大正七年十月一日
 生まれの方へプレゼント
 中国郵政局では、十月一日の簡易保険誕生の日を記念して、今年十月一日で満五十五歳の方を御夫婦で、中国五県下にある簡易保険加入者のための保養センター、加

昭和三十九年度
 山口高等看護学院生募集
 1 募集人員 28名
 2 願書締切 昭和49年1月31日
 3 試験期日 昭和49年2月12日
 4 受験資格 高等学校卒業または卒業見込みの者で、23歳未満の独身女子

昭和三十九年度
 山口高等看護学院生募集
 1 募集人員 28名
 2 願書締切 昭和49年1月31日
 3 試験期日 昭和49年2月12日
 4 受験資格 高等学校卒業または卒業見込みの者で、23歳未満の独身女子